

IV サービス利用量の見込みと確保策

IV-1 障害福祉サービス

1 サービス利用量の見込みと確保策の考え方

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

訪問系サービス量の見込みの基本的な考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況等を参考として見込みました。なお、過去の実績と令和2年度実績見込みを比較し、新型コロナウイルス感染症の影響があるサービスについてはその影響を勘案して見込みました(図表4-1)。

■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-1 訪問系サービス利用量の見込み(年間におけるひと月あたりの平均)

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人	248	255	263	271
	利用時間合計	時間	6,664	6,864	7,070	7,282
重度訪問介護	利用者数	人	4	4	4	5
	利用時間合計	時間	1,030	1,524	1,714	1,905
同行援護	利用者数	人	9	9	9	10
	利用時間合計	時間	81	135	142	150
行動援護	利用者数	人	3	3	3	4
	利用時間合計	時間	188	168	168	224

(注) 令和2年度は見込み。

※重度障害者等包括支援については、利用実績がなく市内及び近隣市にも事業所がないため、計画期間内のサービス量は見込まないこととしますが、サービスの利用を制限するものではありません。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

居宅介護	今後支援を受けて自立生活を希望する人や、介護者の高齢化等に伴い利用を希望する人また、介護併給者等の増加に伴う利用量増を踏まえ、令和5年度のひと月あたりの利用者数は271人、利用時間合計は7,282時間になると見込みました。利用量の増加に対応するため、事業所参入を促進するとともに、ヘルパーの人材確保への支援に努めます。
重度訪問介護	利用者の大幅な増加はないが、利用者の障がいの状況の変化等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は5人、利用時間合計は1,905時間を見込みました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
同行援護	利用者の大幅な増加はない見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は10人、利用時間数合計は150時間としました。同行援護の対象でない視覚障がいのある人については、地域生活支援事業の「移動支援」で対応します。
行動援護	利用者の大幅な増加はない見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は4人、利用時間数合計は224時間としました。行動援護の対象でない人については、地域生活支援事業の「移動支援」で対応します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス量の見込の基本的な考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況、事業所の整備計画等を参考として見込みました。なお、過去の実績と令和2年度実績見込みを比較し、新型コロナウイルス感染症の影響があるサービスについてはその影響を勘案して見込みました（図表4-2）。

■国の基本指針

<生活介護> ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③施設入所者の地域生活への移行者数、④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数、⑤平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<自立訓練（機能訓練）> ①～③、⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<自立訓練（生活訓練）> ①～⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労移行支援> ①～⑤、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、退職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労継続支援A型> ①～⑤、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労継続支援B型> ①～⑤、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

<就労定着支援> ①②、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<療養介護> ①②等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表 4-2 日中活動系サービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	利用者数	人	281	289	298	307
	利用日数合計	日	5,353	5,491	5,662	5,833
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	1	1	1	1
	利用日数合計	日	1	8	9	10
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	6	7	8	9
	利用日数合計	日	81	84	96	108
就労移行支援	利用者数	人	25	27	29	31
	利用日数合計	日	366	405	435	465
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	145	154	163	173
	利用日数合計	日	2,556	2,772	2,934	3,114
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	206	208	210	212
	利用日数合計	日	3,432	3,536	3,570	3,604
療養介護	利用者数	人	17	17	17	18
	利用日数合計	日	516	517	517	547
就労定着支援	利用者数	人	12	14	16	18

(注) 令和 2 年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

生活介護	障がい者数の増加等を勘案し、令和 5 年度のひと月あたりの利用者数は 307 人、利用日数合計は 5,833 日を見込みました。令和 2 年度に 2 事業所が開所しており、現状の体制で供給量は確保できると考えます。
自立訓練（機能訓練）	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和 5 年度のひと月あたりの利用者数は 1 人、利用日数合計は 10 日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
自立訓練（生活訓練）	福祉施設から一般就労への移行を目的とした利用量が増加すると見込み、令和 5 年度のひと月あたりの利用者数は 9 人、利用日数合計は 108 日になると見込みました。令和元年度には 1 事業所開所しており、供給量は確保できると考えます。
就労移行支援	一般就労を目的としたサービスであることから、利用量は増加すると見込み、令和 5 年度のひと月あたりの利用者数は 31 人、利用日数合計は 465 日になると見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労継続支援 A 型	障がい者数の増加及び特別支援学校卒業生等が利用するサービスであることを勘案し、利用量が増加すると見込み、令和 5 年度のひと月あたりの利用者数は 173 人、利用日数合計は 3,114 日を見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労継続支援 B 型	障がい者数の増加及び特別支援学校卒業生等が利用するサービスであることを勘案し、利用量が増加すると見込み、令和 5 年度のひと月あたりの利用者数は 212 人、利用日数合計は 3,604 日を見込みました。概ね現状の体制で供

	給量は確保できると考えます。
療養介護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は18人、利用日数合計は547日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
就労定着支援	就労施設から一般就労への移行実績等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は18人と見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。

(3) 短期入所

短期入所の見込みの基本的な考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況、事業所の整備計画等を参考とし、かつ過去の実績と令和2年度実績見込みを比較したところ、新型コロナウイルス感染症の影響があるため、その影響を勘案して見込みました（図表4-3）。

■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-3 短期入所のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	利用者数	人	18	48	50	52
	利用日数	日	167	288	300	312
医療型	利用者数	人	3	9	10	10
	利用日数	日	9	50	53	55

(注) 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

障がい者数の増加等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は福祉型52人、医療型10人、利用日数合計は福祉型312日、医療型55日になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。

(4) 居住系サービス

居住系サービス量のうち、共同生活援助の見込みの基本的考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況等を参考として見込みました（図表4-4）。

また、令和5年度末時点の施設入所支援の利用者数は、令和元年度末施設入所者65人から1人減少した64人と見込みました（図表4-4）。

■国の基本指針

＜自立生活援助＞ 現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜共同生活援助＞ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜施設入所支援＞ 令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとし、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

図表4-4 居住系サービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人	97	105	113	122
施設入所支援	人	67	66	65	64

(注) 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

自立生活援助	利用対象者が入所施設等からの地域への移行者であることから、移行実績を勘案して、令和5年度のひと月あたりの利用者数を2人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入を促進します。
共同生活援助 (グループホーム)	福祉施設の入所から地域生活への移行、保護者の高齢化等により利用の増加が見込まれるため、令和5年度のひと月あたりの利用者数は122人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
施設入所支援	福祉施設の入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和5年度のひと月あたりの利用者数は令和元年度実績より1人減少を見込み64人としました。

(5) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点については、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）により、1拠点整備済みとなっております。検証および検討については自立支援協議会にて実施します。

■国の基本指針

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

(6) 相談支援

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、計画の作成及びモニタリング等、計画の作成が必要なサービス利用者全員が過去の利用状況から1年間に平均2.6回利用しているから同様と見込、利用者の増加については過去の利用状況等を参考に見込みました（図表4-5）。

■国の基本指針

＜計画相談支援＞ ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜地域移行支援＞ ①～③、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

＜地域定着支援＞ ①③、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表4-5 相談支援のサービス利用見込み量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人	139	153	168	185
地域移行支援	利用者数	人	1	2	2	2
地域定着支援	利用者数	人	2	3	3	3

(注) 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者全員がモニタリングも含め、年2.6回程度利用すると見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は185人になると見込みました。また、地域移行支援及び地域定着支援については、これまでの利用実績からそれぞれ2人、3人と見込みました。計画相談支援については、利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。

IV-2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度、⑤意思疎通支援事業、⑥日常生活用具給付等事業、⑦手話奉仕員養成研修事業、⑧移動支援事業、及び⑨地域活動支援センター事業を必須事業とし、市町村の判断により、地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立支援や社会生活に必要な事業（任意事業）を行うことができます。

図表 4-6 市が実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援事業 ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業
	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任意事業	日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 日中一時支援事業
	社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション活動等支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

図表 4-7 相談支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分		単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	事業所数	か所	7	7	7	7
	相談件数	件	11,401	11,629	11,862	12,099
基幹相談支援センター等機能強化事業			実施	実施	実施	実施

(注) 令和 2 年度は見込み。

(4) 成年後見制度使用促進事業等

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。法人後見支援事業については、令和 2 年度は未実施になります。今後については、令和 3 年度策定予定の成年後見制度利用促進計画にて検討します。

図表 4-8 成年後見制度利用支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	3	4	5	6

(注) 令和 2 年度は見込み。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

図表 4-9 意思疎通支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①手話通訳者設置事業 設置者数		人	1	1	1	1
②手話通訳者 派遣事業	利用者数	人	9	10	11	12
	件数	件	81	90	99	108
③要約筆記者 派遣事業	利用者数	人	4	7	7	8
	件数	件	40	70	75	80
手話通訳者登録数		人	9	10	11	12
要約筆記者登録数		人	11	12	13	14

(注) 令和2年度は見込み。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の推進を図ります。

図表 4-10 日常生活用具給付等事業の給付・貸与見込量（年間）

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	件	3	3	3	4
②自立生活支援用具	件	22	22	23	23
③在宅療養等支援用具	件	30	31	31	32
④情報・意思疎通支援用具	件	15	16	17	18
⑤排せつ管理支援用具	件	3,815	3,891	3,969	4,048

(注) 令和2年度は見込み。

(7) 手話奉仕員等養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、聴覚に障がいのある人の日常生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図ります。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

図表 4-11 移動支援事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	人	84	137	138	139
利用時間合計	時間	1,178	1,996	2,236	2,504

（注） 令和 2 年度は見込み。

(9) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ります。

図表 4-12 地域活動支援センター事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	人	58	59	60	61
利用日数合計	日	537	569	603	639

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

図表 4-13 訪問入浴サービス事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	人	10	10	11	11
利用回数合計	回	43	45	47	49

(注) 令和 2 年度は見込み。

(2) 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

図表 4-14 日中一時支援事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	人	45	80	83	86
利用日数合計	日	392	546	573	602

(注) 令和 2 年度は見込み。

(3) 社会参加促進事業

障がいのある人の日常生活及び社会生活を容易にするため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

図表 4-15 社会参加促進事業のサービス見込量（年間）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数 人	3	3	3	3
障害者用自動車改造費助成事業	利用者数 人	4	4	4	4
更生訓練費給付事業	利用者数 人	11	11	12	13

(注) 令和 2 年度は見込み。

(4) スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供します。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となっています。

図表4-16 スポーツ・レクリエーション事業のサービス見込量（年間）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者	人		407	410	415
ボランティア			204	210	215

IV-3 障がい児支援

平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。

なお、障がいの有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、すべての子供を対象とする一般施策と、障害のある児童を対象とする専門施策の相互の連携を強化するため、本節においては、児童福祉法に基づく障害児通所支援だけでなく、保育園、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れについてもサービスの見込みと確保策を示しています。また、本市の早期療育の拠点である市単独事業の「あさひ学園」についても記載しています。

図表4-17 障がい児のための支援サービス

◆児童福祉法

○障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

○障害児相談支援

【市町村】

○障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所支援
- ・医療型障害児入所支援

【都道府県】

◆子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ

- ・保育園等
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【市町村】

◆障害者総合支援法

- ・居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所等
- ・移動支援、日中一時支援事業等

【市町村】

* 児童が利用する障害福祉サービス、地域生活支援事業はIV-1、IV-2に含まれています。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

図表 4-18 児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	118	127	128	129
	利用日数合計	日	1,362	1,416	1,473	1,532

(注) 各年度の数値は年度末の見込み。

(2) 医療型児童発達支援

障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに加え、医療スタッフによる支援を行います。

図表 4-19 医療型児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	1	2	2
	利用日数合計	日	0	3	6	10

(注) 各年度の数値は年度末の見込み。

(3) 放課後等デイサービス

障がいのある就学している児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

図表 4-20 放課後等デイサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	346	374	404	436
	利用日数合計	日	4,646	4,971	5,319	5,691

(注) 各年度の数値は年度末の見込み。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。平成28年6月の児童福祉法の改正により創設されたもので、平成30年4月1日から適用されます。

図表 4-21 居宅訪問型児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	2	2	2
	利用日数合計	日	0	2	2	2

(注) 各年度の数値は年度末の見込み。

(5) 保育所等訪問支援

保育所等を利用している支援が必要な児童が保育所における集団生活の適用のための専門的な支援を必要とする場合にその施設を訪問し、専門的な支援を行います。

図表 4-22 保育所等訪問支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	1	1	2
	利用日数合計	日	0	2	3	4

(注) 各年度の数値は年度末の見込み。

■国の基本指針

＜児童発達支援＞ ①地域における児童の数の推移、②現に利用している障害児の数、③障害児等のニーズ、④医療的ケア児のニーズ、⑤保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、⑥入所施設から退所した後に当該サービスの利用が見込まれる障害児の数、⑦平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜医療型児童発達支援＞ ①～⑦等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜放課後等デイサービス＞ ①～④、⑥⑦、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜居宅訪問型児童発達支援＞ ①～④⑦等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜保育所等訪問支援＞ ①～④、⑦、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

児童発達支援	現在の利用児童数、増加傾向、事業所の整備状況から、令和5年度のひと月あたりの利用児童数は129人、利用日数合計は1,532日になると見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
医療型児童発達支援	大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用児童数は2人、利用日数の合計は10日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
放課後等デイサービス	現在の利用児童数、増加傾向、事業所の整備状況から令和5年度のひと月あたりの利用児童数は436人、利用合計日数は5,691日になると見込みました。令和元年度末に2事業所開所していることもあり、ニーズに応じた供給量は確保できると考えますが、重症心身障害児や医療的ケア児などを支援する事業所の参入を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	近隣に事業所がなく令和2年度も利用が見込まれていないが、今後利用は増加していくと考えられることから、令和5年度のひと月あたりの利用児童数は2人、利用日数合計は2日になると見込みました。
保育所等訪問支援	令和2年度は利用が見込まれていないが、保育園、放課後児童クラブ等における障がいのある児童の受け入れが促進されることで利用は増加すると考えられることから、令和5年度のひと月当たりの利用児童数は2人、利用日数合計は4日になると見込みました。

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。

図表 4-23 障害児相談支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	利用者数	人	64	69	75	81

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置をし、総合的な支援体制の構築をしていきます。

図表 4-24 コーディネーターの配置

区 分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コーディネーター	配置数	人	1	1	1	1

■国の基本指針

<障害児相談支援> 地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数> 地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

障害児相談支援	障害児通所支援のサービスの利用児童数、増加傾向を勘案して、令和5年度のひと月当たりの利用児童数は81人と見込みました。サービスの利用児童数の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	現状の事業内容及び今後の事業展開から現状の体制で維持できると考えます。

3 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に添った利用ができるよう、保育園、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れ体制の整備を促進します。

(1) 保育園における障がいのある児童の受け入れ

保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園における障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表 4-25 保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	3歳未満	人	3	3	4	5
	3歳以上	人	34	34	34	34
認定こども園	3歳未満	人	0	0	0	0
	3歳以上	人	1	1	1	1

(注) 人数は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれかの手帳所持者

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表 4-26 放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全育成事業	低学年	人	5	5	5	5
	高学年	人	6	6	6	6

4 あさひ学園

「あさひ学園」は市の単独事業として実施しており、就学前の障がいのある児童に加え、児童発達支援事業の対象とはならないが発達に支援が必要な子どもなど、より幅広い児童を対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っています。

今後も、市の早期療育の拠点として一層の充実を図っていきます。

図表 4-27 あさひ学園利用見込量（年間におけるひと月当たりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あさひ学園	利用者数	人	424	516	530	543